

発電・小売間の不当な内部補助 防止策について4

第50回 制度設計専門会合 事務局提出資料 令和2年9月8日



これまでの議論の振り返り

- これまで、電気の経過措置料金に関する議論や、非FIT非化石証書に関する議論において、電源の大半を保有する旧一般電気事業者が、電力の卸売において、社外・グループ外の小売電気事業者と比して、自社の小売部門にのみ有利な条件で卸売を行うことにより、その結果として、旧一般電気事業者の小売部門による不当な廉売行為等、小売市場における適正な競争を歪曲する行為が生じること(不当な内部補助)への懸念が指摘された。
- このため、本年2月以降、制度設計専門会合において、旧一般電気事業者の発電・小売間の不当な内部補助の防止策について検討を行ってきた。
- これまでの検討において、発電・小売間の不当な内部補助を防止するための基本的な考え方として、①卸売価格の社内外無差別性の監視、②小売価格の監視、③非 FIT非化石証書の取引を踏まえた内部補助の監視、が必要であること等の整理を行った。
- また、旧一電各社において、発電利潤最大化行動が合理的に取られていれば(※)、 卸価格の内外無差別性は自ずと達成されると考えられるが、実態としては、発小一体の 会社については社内取引価格が設定されておらず、社内外の取引条件を合理的に判 断した上での内外無差別の卸売や、社内取引価格をコストとして適切に認識した上 での小売販売について、確認ができない状況であった。

[※]支配力を行使した利潤最大化行動は含まない

(参考) 不当な内部補助に関する指摘

(1) 電気の経過措置料金に関する議論

電気の経過措置料金の解除基準等について議論した「電気の経過措置料金に関する専門会合」(2019年4月とりまとめ)において、旧一般電気事業者の小売部門と新電力間の電源アクセスの公平性確保に関する懸念、すなわち、旧一般電気事業者の発電部門が自社小売部門への不当な内部補助を行い、その結果として、小売市場における競争歪曲行為が生じる懸念が指摘されている。

(2) 非 F I T 非化石証書に関する議論

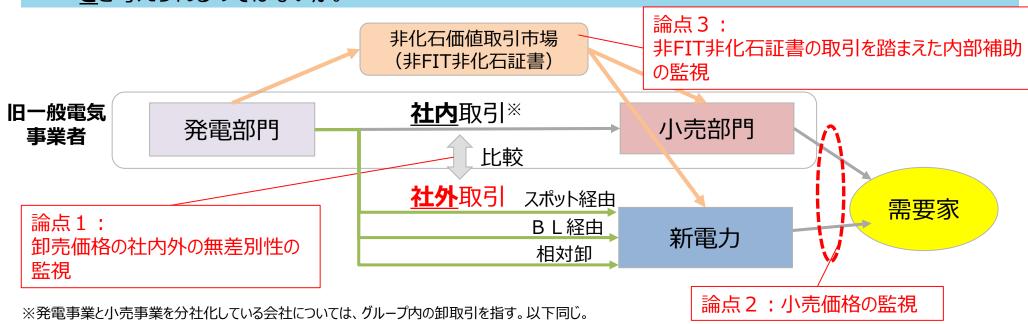
 今年度から取引が開始される非FIT非化石証書(注)について、非FIT非化石 電源(大型水力、原子力等)の大半を保有する旧一般電気事業者の発電部門が 非化石証書の販売収入を原資として、自社小売部門への不当な内部補助を行い、そ の結果として、小売市場における競争歪曲行為が生じる懸念が指摘されている。

(注) 非化石証書とは、非化石電源(CO2を排出しない電源)で発電された電気の非化石価値を証書化し取引の対象としたもの。非化石電源にはFIT電源とそれ以外の電源(非FIT電源)があるが、FIT電源由来の非化石証書は先行して2018年より非化石価値取引市場で取引が行われており、残る非FIT電源由来の非化石証書も今年度の同市場での取引の開始に向けて資源エネルギー庁において検討が進められている。

(参考) 不当な内部補助の防止に関する基本的な考え方

第45回制度設計専門会合 (令和2年2月10日) 資料6より抜粋

- 旧一般電気事業者発電部門から小売部門への不当な内部補助を防止するためには、経過措置料金専門会合での整理を踏まえ、①卸売価格の社内外の無差別性を監視することにより、旧一般電気事業者の小売部門と新電力との間での、電源アクセスに関する取引条件(価格面)の公平性を担保することに加え、旧一般電気事業者の不当な内部補助により、小売市場の競争の歪曲が生じていないかを確認するため、②小売価格の監視を行うことが必要と考えられるのではないか。
- また、非FIT非化石証書の取引開始後については、③非FIT非化石証書の取引による影響も 踏まえて、上記①、②の監視を行う必要があるのではないか。
- なお、経過措置料金の解除や非FIT非化石証書の取引が全ての旧一般電気事業者に関連する論点であることを踏まえれば、**監視の対象事業者**については、全ての旧一般電気事業者とすべきと考えられるのではないか。

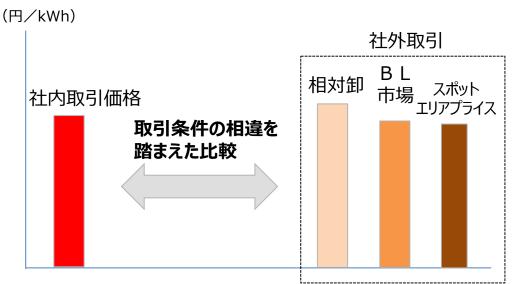


第45回制度設計専門会合 (令和2年2月10日) 資料6より抜粋

(参考) 論点1:卸売価格の社内外の無差別性の監視

- 新電力が、旧一般電気事業者の発電部門の電源にアクセスする手段としては、次頁に掲載のとおり、卸電力取引所のスポット市場やベースロード市場、相対卸取引などの手段が存在する。
- このため、旧一般電気事業者の卸売価格の社内外の無差別性の検証にあたっては、これら社外向け取引と、社内取引についての比較を行うことにより、経済的合理性の乏しい乖離がないかを確認していくことが考えられるのではないか。
- なお、発電・小売一体会社である旧一般電気事業者においては、発電・小売部門間での法的な取引が存在しないことから、社内取引価格の算定方法を予め設定すること等により、実効性・信頼性を確保することが考えられるのではないか。

<u>卸売価格の社内外の無差別性の監視(イメージ)</u>

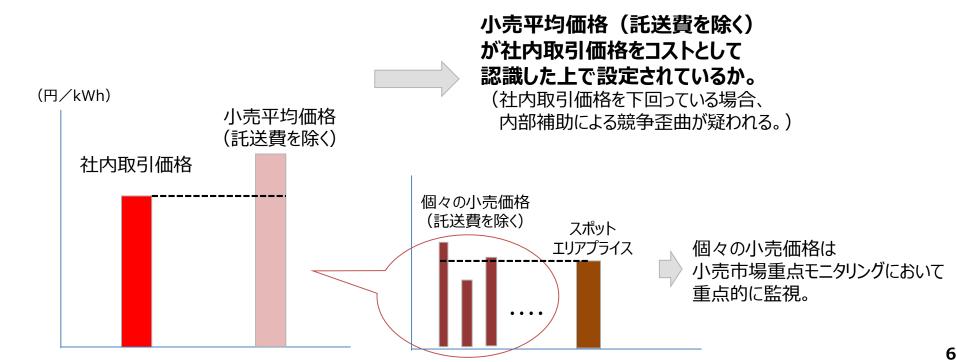


第45回制度設計専門会合 (令和2年2月10日) 資料6より抜粋

(参考) 論点2. 小売価格の監視

- 小売価格については、その**平均価格が、卸電力の社内取引価格をコストとして認識し** た上で設定されていることの確認が必要と考えられるのではないか。
- また、個々の小売価格のうち、エリアプライスを下回ったものについては、小売市場重点モニタリング(次頁)による重点的な監視を行っていくこととしてはどうか。(小売市場重点モニタリングについては、次回以降の制度設計専門会合で状況を報告予定。)

<u>小売価格の監視(イメージ)</u>



(参考) 論点3:非FIT非化石証書の取引を踏まえた内部補助の監視

- **非FIT非化石証書の取引開始後**においては、**その影響を考慮した監視を行う必要**がある。この点、グランドファザリングの設定により、旧一般電気事業者(小売部門)及び新電力が高度化法の中間目標達成のために市場等から調達する非化石証書量は基本的に同量であることなど、高度化法の制度趣旨を踏まえれば、
 - ①卸取引の監視については、論点1のとおり、電気の社内取引と社外取引の比較を行うことで足りるのではないか。
 - ②小売価格の監視については、論点2の電気の社内取引価格に加え、非化石証書の購入 分※1をコストとして認識された上で小売平均価格が設定されていることを確認することが考えられるのではないか※2。
 - ※1 2020年度分については、約9%分。
 - ※2 こうした考え方の適否や非化石価値分の算定方法等の詳細な考え方については、**高度化法の中間目標や非化石価値** 取引市場の制度趣旨及び非化石証書購入費用の小売料金上の適切な反映に係る検討状況を踏まえ、<u>資源エネル</u> ギー庁でも検討いただくこととしてはどうか。

②小売価格の監視(イメージ) (円/kWh) 小売平均価格 (託送費を除く) 非化石価値 (証書9%分) 社内取引価格 (電気分)

旧一般電気事業者の小売価格が、小売部門の 非化石証書(2020年度は約9%分)の購入も コストとして認識した上で設定されているか

※エリアプライス以下の個々の小売価格は小売市場重点モニタリングにおいて重点的に監視。

旧一電各社へのコミットメント等の要請

- これまでの制度設計専門会合での議論を踏まえ、以下のコミットメントを旧一電各社に 要請(7/1)。
 - ▶ 第46回制度設計専門会合でも議論したとおり、「会社全体としての利益を最大化するためには、発電部門と小売部門のそれぞれが、中長期的な視点も含めて利潤最大化を目指して行動することが合理的なアプローチ」であることを踏まえ、
 - ① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと。
 - ② 小売について、社内(グループ内)取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うこと。
 - これと併せて、上記①及び②を確実に実施するための具体的な方策について、旧一 電各社から監視等委員会への報告を求めたところ。
 - 上記の要請については、各社に対し**7月末までに回答**を求めていたところであり、今回は各社からの回答内容について報告する。

各社からの回答(概要)

(コミットメントについて)

全ての旧一電は、前頁の要請①②について、コミットメントを行うことを表明した。

- 発電・小売が一体の旧一電(8社)は、具体的な方策について、2021年度目途 の運用開始に向けて、社内取引価格の設定や業務プロセスの整備に着手する、と回答した。また、「卸取引は小売部門から独立した組織で実施する」と回答した会社もあった。(なお、現状、発電・小売一体の旧一電のいずれも、卸供給の窓口は小売以外の部門(企画部門、需給部門等)に置いている状況)
- 発電・小売が分社化されている旧一電グループ(2グループ)は、要請についてはコミットメントを表明した上で「コミットメントを確実に実施するための具体的方策はすでに存在する」、「事業会社間の電力取引は電力受給契約に基づいており、発電・小売間の取引価格が存在する」と回答した。

各社からの回答内容(北海道電力)

(コミットメントについて)

- 会社全体としての利益を最大化するためには、発電部門と小売部門のそれぞれが、中長期的な 視点も含めて利潤最大化を目指して行動することが合理的なアプローチであることを踏まえ、
 - ① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内 外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行う。
 - ② 小売について、社内(グループ内)取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行う。

- ①②を実施するため、令和3年度の運用開始を目途に、以下の具体的な方策に取組む。
 - ✓ 社内取引価格を設定する。
 - ✓ 卸売において、社内取引価格を踏まえ、取引条件や価格を合理的に設定・管理する仕組み を構築する。卸取引は、小売部門から独立した需給運用部門にて実施する。
 - ✓ 小売において、社内(グループ内)取引価格や非化石証書の購入コストを踏まえ、小売取引の条件や価格を設定・管理する仕組みを構築する。

各社からの回答内容(東北電力)

(コミットメントについて)

- 「会社全体としての利益を最大化するためには、発電部門と小売部門のそれぞれが、中長期的な視点も含めて利潤最大化を目指して行動することが合理的なアプローチ」であることを踏まえ、
 - ① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行う。
 - ② 小売について、社内(グループ内)取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行う。

- 併せて、上記①、②を実施するための具体的な方策として、次年度取引に向けて以下の対応を進めてまいりますのでご報告いたします。
 - ✓ 発電・小売部門間の社内取引価格を設定するとともに、卸売の取引条件の違いに応じて社内外・グループ内外の価格を合理的に比較・設定する業務プロセスを整備する。
 - ✓ 小売において、社内(グループ内)取引価格や非化石証書の購入コストを適切に認識した上で、取引の条件や価格を設定・管理する業務プロセスを整備する。

各社からの回答内容(東京電力グループ)

(コミットメントについて)

- ① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、グループ内外の取引条件を合理的に判断し、それらを差別的に取り扱うことなく電力卸売を行います。
- ② 中長期的な観点も含め、小売から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、グループ内取引価格や非化石証書の購入分をコストとして認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行います。

- ✓ 既に2016年4月に発電・小売を分社しており、それぞれの会社が中長期的な視点も含めて利潤 最大化を目指して行動しております。
- ✓ 具体的には、グループ会社間の電力取引は、電力受給契約を締結し、取引価格を設定の上実施していることから、グループ内外の取引条件を合理的に判断するプロセスが構築されています。
- ✓ また、収支管理については予算策定のうえ、予実管理を実施し適正に運営しております。
- ✓ なお、東京電力ホールディングスおよび東京電力ホールディングスの100%子会社については、収 支の状況を四半期決算等にて公表しております。

各社からの回答内容(中部電力グループ)

(コミットメントについて)

- 弊社グループは、発電と小売部門のそれぞれが自律的に行動することが合理的と考え、発電(火力)部門を2019年4月1日に、小売部門を2020年4月1日に分社した発販分離型の事業モデルに移行しております。これにより、本要請を既に実施しているものと認識しておりますが、本要請が発信されたことを踏まえ、以下のとおり表明いたします。
 - ① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行います。
 - ② グループ内取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動を行います。

- ✓ 上記の表明内容①を実施するため、グループ外の卸売においては、その取引条件や価格をグループ内のものと比較のうえ経済合理性を確認し、実効性を確保します。また、グループ内外の取引条件および価格の合理性を検証可能とするため、発電事業者としての収支状況の見える化を行います。
- ✓ 上記②を確実に実施するために、グループ内取引価格や非化石証書の購入コストを適切に認識した上で、小売取引の条件や価格を設定・管理するとともに、定期的な収支管理を実施します。

各社からの回答内容(JERA(東電G・中電Gの関連会社))

(コミットメントについて)

当社は、発電事業者として、「中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと」に関し、コミットメントいたします。

(コミットメントを確実に実施するための具体的方策について)

当社は、「独立した発電会社として、中長期的な観点も含めた自社の利潤最大化・リスクの軽減効果等を勘案の上、適切な社内承認プロセスの下で取引条件・価格を決定し、グループ内外の小売事業者と契約を締結して電力販売を行っていくこと」を不当な内部補助防止策を具体的に実施するための方策といたします。

各社からの回答内容(北陸電力)

(コミットメントについて)

- 「会社全体としての利益を最大化するためには、発電部門と小売部門のそれぞれが、中長期的な 視点も含めて利潤最大化を目指して行動することが合理的なアプローチ」であることを踏まえ、
 - ① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行う。
 - ② 小売について、社内(グループ内)取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行う。

- ①②を確実に実施するための具体的方策については、社内取引価格を設定したうえで、以下の 仕組みを整備することを検討しております。今後、2021 年度の運用開始に向けて、詳細検討を 進めてまいります。
 - ✓ 卸取引において、社内外・グループ内外の取引条件や価格を、合理的に比較して決定する 仕組み。
 - ✓ 小売販売において、社内(グループ内)取引価格や非化石証書の購入コストを適切に認識したうえで小売取引の条件や価格を設定し、社内(グループ内)取引価格および非化石証書の購入コストと小売平均価格の関係を定期的に確認する仕組み。

各社からの回答内容(関西電力)

(コミットメントについて)

- 会社全体としての利益を最大化するためには、発電部門と小売部門のそれぞれが、中長期的な 視点も含めて利潤最大化を目指して行動することが合理的なアプローチであることを踏まえ、
 - ① 中長期的な視点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行う。
 - ② 小売について、社内取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行う。

- 当社として、今後、発電・小売それぞれの利潤最大化に向けた取り組みを進めてまいりますが、そのために下記の具体的な方策を、早急に進め、2021年度の実施を目指します。
 - ① 社内外・グループ内外の取引価格を合理的に比較しながら卸販売を行えるよう、過去の取引実績や今後の市場環境等を参照しながら、社内の取引価格を設定する。なお、卸販売は、小売から独立した組織(エネルギー需給本部)が行うこととする。
 - ② 今後設定する社内取引価格や、新たに創設された非化石価値取引市場や容量市場の導入に伴う調達コストを適切に認識した上で、小売販売計画を策定し、実績管理を行うこととする。

各社からの回答内容(中国電力)

(コミットメントについて)

- 「会社全体としての利益を最大化するためには、発電部門と小売部門のそれぞれが、中長期的な視点も含めて利潤最大化を目指して行動することが合理的なアプローチ」であることを踏まえ、
 - ① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行う。
 - ② 小売について、社内(グループ内)取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行う。

- 上記①②を適切に実施するための具体的な方策として,
 - ✓ 2021年度の運用開始を目途に、社内取引価格を設定する。
 - ✓ 卸売において、社内外・グループ内外の取引条件や価格を、合理的に比較して決定する仕組みを構築する。卸取引は、小売部門から独立した需給・トレーディング部門にて実施する。
 - ✓ また、社内(グループ内)取引価格や他社等からの電力購入費用、非化石証書の購入コストを適切に認識した上で、小売取引の条件や価格を設定・管理する仕組みを構築する。

各社からの回答内容(四国電力)

(コミットメントについて)

- 会社全体としての利益を最大化するためには、発電部門と小売部門のそれぞれが、中長期的な 視点も含めて利潤最大化を目指して行動することが合理的なアプローチであることを踏まえ、
 - ① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内 外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行う。
 - ② 小売について、社内(グループ内)取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行う。

(コミットメントを確実に実施するための具体的方策について)

- 上記①②を確実に実施するため、
 - ✓ 卸売について、社内外・グループ内外の取引条件や価格を踏まえた社内取引を導入するとと もに、
 - ✓ 小売について、社内(グループ内)取引価格や非化石証書の購入コストを適切に認識した 上で、取引の条件や価格を設定・管理していく

こととし、2021年度取引分からの実施に向け、具体検討に速やかに着手する。

各社からの回答内容(九州電力)

(コミットメントについて)

- ① 「各市場がより完全な形で機能していくことになれば、理論的には、会社全体としての利益最大化のためには、発電部門と小売部門のそれぞれが、中長期的な観点も含めて利潤最大化を目指して行動することが合理的なアプローチである」(第46回制度設計専門会合資料9、P20)との認識の下、発電部門は、社内外及びグループ内外の卸取引について、取引条件や価格を合理的に判断し、内外無差別に卸取引を行う。
- ② 社内取引価格や非化石証書購入費をコストとして適切に認識した上で、小売取引の条件や価格を設定して、営業活動等を行う。

- ✓ ①の具体的方策として、社外卸取引の判断は発電部門(※)が行う。社外卸取引においては、 社内取引の条件・価格に照らし、上述の発電部門の利益最大化の観点で合理的に判断する。 (※ 実施箇所は企画・需給本部)
- ✓ ②の具体的方策として、社内卸取引による電力購入費と非化石証書購入費をコストと認識した上で、仕入原価(コスト)と小売料金の平均値との関係が適正に保たれているかを定期的にチェックする。
- ✓ 運用開始時期:2021年度

各社からの回答内容(沖縄電力)

(コミットメントについて)

- 「会社全体としての利益を最大化するためには、発電部門と小売部門のそれぞれが、中長期的な 視点も含めて利潤最大化を目指して行動することが合理的なアプローチ」であることを踏まえ、
 - ① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内 外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行います。
 - ② 小売について、社内(グループ内)取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行います。

- また、上記①及び②を確実に実施するための具体的方策として、以下の取り組みを実施いたします。
 - ✓ 卸売において、社内取引価格の考え方を2020年度内に整理(※)するなど、社内外・グループ内外の取引条件や価格を、合理的に比較して決定する社内プロセスを構築いたします。
 - ✓ 社内(グループ内)取引価格や非化石証書の購入コストを適切に認識した上で、小売取引の条件や価格を設定・管理する社内プロセスを構築いたします。
 - (※)具体的方策の運用開始は2021年度を目途。

今後の方針について

- <u>卸市場における取引行動について、市場支配力の行使による価格形成が行われてい</u>ないか引き続き監視していく。
- 加えて、第48回制度設計専門会合で示したとおり、「小売市場重点モニタリング」による監視を年2回程度実施する中で、旧一般電気事業者及びその関連会社において、エリアプライス以下での小売販売や公共入札が確認された場合には、前述の①及び②のコミットメントの実施状況について確認していく。

(参考) 監視の枠組みについて

- 仮に、旧一般電気事業者の発電部門から小売部門への内部補助が行われる場合、それ を梃子とした小売市場での競争歪曲が生ずる可能性が懸念される。
- このため、監視等委員会は、「小売市場重点モニタリング」により、小売市場の重点的な監視を定期的に(年2回程度)行うこととする。当該監視において、旧一般電気事業者及びその関連会社において、エリアプライス以下での小売販売や公共入札が確認された場合には、小売価格の合理性に加えて以下についても併せて説明を求め、前述の①及び②のコミットメントの実施状況について確認することとする。(※1)
 - ▶ <u>卸売について、</u>社内(グループ内)の取引条件・価格と、社外(グループ外)の取引条件・価格(スポット市場、B L 市場、相対卸平均)の比較による、内外無差別の確認
 - ▶ 小売について、小売平均価格(託送費除く)と社内(グループ内)取引価格及び非 化石証書購入費用の比較によるコスト認識の確認(※2)、及び社内(グループ 内)取引価格等を踏まえたエリアプライス以下の個々の小売価格の合理性の確認
- ※1: なお、事業者において、他の手法を導入することにより、社内取引の条件や価格を設定しない場合も考えられる。このような事業者においても、「小売市場重点モニタリング」において、エリアプライス以下での小売販売や公共入札が確認された場合には、社内の取引条件・価格も踏まえた卸売・小売価格の合理性について徹底的なデータ提供を求めるとともに、制度設計専門会合等において詳細な説明を求めるなどの対応を求めていく必要があると考えられる。
- ※2:非化石証書購入費用に関しては、資源エネルギー庁における非化石証書購入費用の小売料金上での適切な 反映に係る検討状況等も踏まえて確認を行う。

(参考) 小売市場重点モニタリングについて

小売市場の競争状況を把握する観点から、小売市場重点モニタリングの取組を年2回程度実施。(2019年9月以降、競争者からの申告の受付を開始)。

取組概要

• <u>小売市場における公正な競争を確保</u>するため、競争者からの情報提供等を踏まえ、モニタリング対象事業者の小売契約のうち<u>一定の</u> 価格水準を下回る小売契約につきヒアリングを実施し、小売契約内容の確認を通じて、小売市場の競争状況を把握する。

対象事業者の 基準

- •旧一般電気事業者及びその関係会社(出資比率20%以上) (※)
- 特別高圧/高圧/低圧のいずれかの電圧区分において、各供給区域内のシェア(契約口数ベース又は販売電力量ベース)が5%以上に該当する小売電気事業者

※第48回制度設計専門会合の議論を踏まえ、<u>対象事業者の基準を変更(旧一般電気事業者とその関連会社の小売契約については、供給エリ</u>アを問わず対象とする)。

対象となる価格水準等

- ●モニタリング対象事業者の締結する小売契約のうち、小売価格が卸市場価格(※)を下回るもの。
- モニタリングの対象は、申告時点において有効な(契約期間中の)小売供給契約。
- ※卸市場価格は、当該小売契約開始月の前月から直近12か月間の取引所エリアプライス平均値

ヒアリング

- 情報提供された案件等について、内容を精査した上で、対象事業者に対してヒアリングを実施する。(※)
- ヒアリングでは、**卸市場価格以下に小売価格を設定することの経済合理性等を中心に確認**する。
- ※公共入札のうちエリアプライス以下の落札案件についてもヒアリング対象。

結果の分析・ 公表

- モニタリングにより得られた情報に基づき、小売市場の競争状況等を整理。
- •加えて、半期に1回程度の頻度で、エリア・電圧区分ごとの申告件数・情報提供内容の要約等の情報を公表。